

新年あけましておめでとうございます。清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、当事務所に対して格別のご厚情を賜り有難うございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年の干支は「戌」。ちなみに「戌」の元々は「滅（めつ）」の意味で、植物の草木が枯れる（ほろびる）状態を示していたとのことです。後に、干支を覚えやすくするために動物に置き換えたときに「戌」には「犬」を当てはめたものです。

犬は、忠誠心が強く、お産が軽い等のことから、戌の日は吉日とされ、めでたい意味を持っています。そのような戌年の運気は、前向きに地道な努力を重ねることができるかどうかで、成長するか、枯れてしまうか運気が大きく変わる年になるとされています。

どうぞ皆様、これから一段と厳しい季節を迎えますが、私共職員一同は、皆さんの運気が一層盛んになり、幸多い年になれるよう努力する所存であります。

皆様の健康とご隆盛を心から祈念して年始のご挨拶といたします。

税理士 佐々木 英子

法人税率について

平成28年度税制改正により法人税率が引き下げされることとなり、平成28年4月1日から平成30年3月31日については23.4%になり、平成30年4月1日からは23.2%と更に引き下げられます。

それに伴い法人実効税率（法人税の他、地方税を含めた法人企業の利益に課税される実質的負担率）についても引き下げとなっております。

【法人税率】

区分	改正前	改正後	
		平成28.04.01～平成30.03.31 開始事業年度	平成30.04.01以後 開始事業年度
適用関係	平成27.04.01以降 開始事業年度	平成28.04.01～平成30.03.31 開始事業年度	平成30.04.01以後 開始事業年度
所得年800万円以下の部分	15%	19%（15%）	19%
所得年800万円超えの部分	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人以外の普通法人	23.9%	23.4%	23.2%

※中小企業、中小企業以外の普通法人に関する部分を抜粋。

括弧書部分は平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。